

議案第44号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年6月28日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例(昭和 63 年加西市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号の 2 の次に次の 1 号を加える。

(5) の 3 高学年児 前号に規定することものうち、12歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者をいう。

第 3 条第 1 項第 3 号中「被保険者等負担額に相当する額（こどもにあっては入院療養である場合に限る。）」を「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額」に改め、同号に次のように加える。

ア 入院以外の療養である場合 乳幼児等にあっては、被保険者等負担額に相当する額とし、こども（高学年児に限る。）にあっては、被保険者等負担額に相当する額の 3 分の 1 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額

第 7 条第 1 項中「乳幼児等」の右に「、高学年児」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（こどもに係る福祉医療費の特例）

3 平成 23 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における改正後の条例第 3 条第 1 項第 3 号アの規定の適用については、同号ア中「こども（高学年児に限る。）」とあるのは「こども」とする。

4 平成 23 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間における改正後の条例第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「、高学年児」とあるのは「、こども」とする。

(審議資料)

兵庫県において、平成23年10月より「こども医療費助成事業」の対象医療が拡大されることに伴い、福祉医療制度の拡充を図るため所要の改正を行うもの。

【改正内容】

- ① 通院に係る助成の対象として、新たに小学4年生から中学3年生までを加える。
(但し、中学1年生から中学3年生までの助成については、平成23年10月1日から平成27年3月31日までの期間とする。)
- ② 助成額は、被保険者等負担額の3分の1とする。
- ③ 現行の入院療養に対する助成制度と併せて、小学4年生から中学3年生までの助成を現物給付化する。